

公共工事発注者の皆さまへ

公共工事に係る工事請負代金債権の 譲渡を活用した融資制度について

(下請セーフティネット債務保証事業・地域建設業経営強化融資制度)

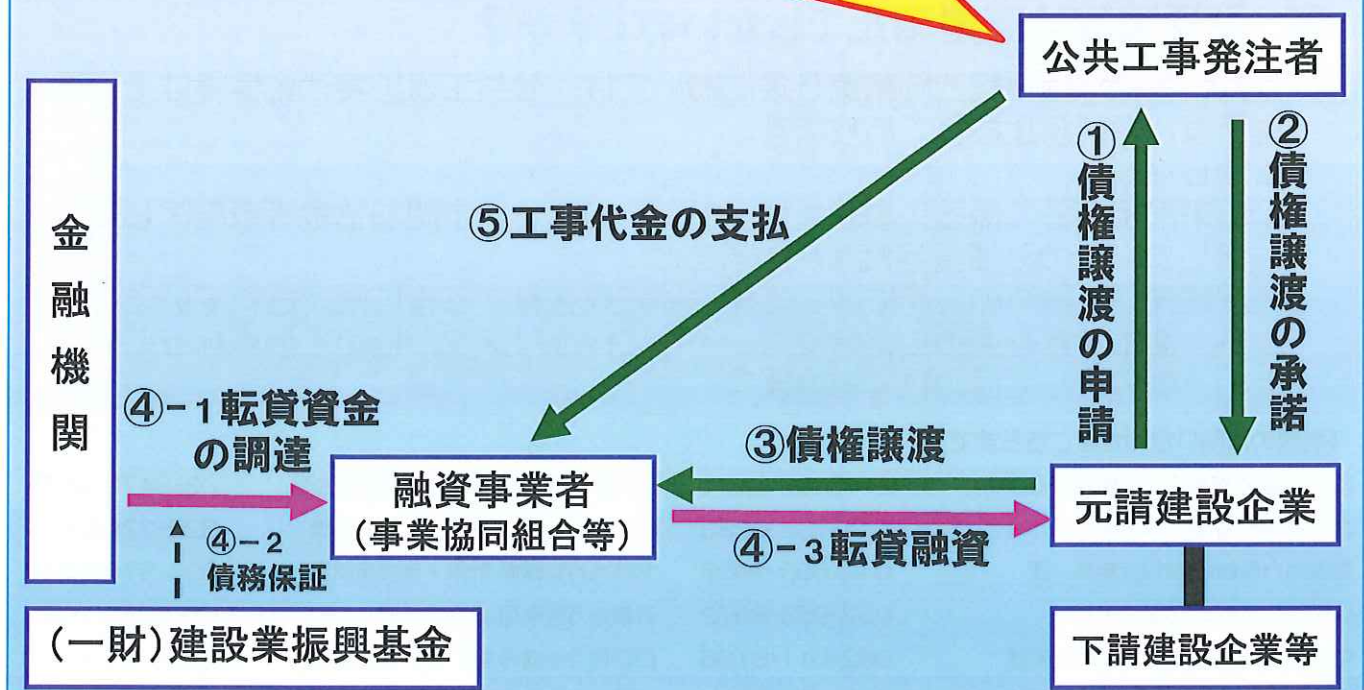
平成26年、公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正され、同法第22条に基づき、平成27年1月、「発注関係事務の運用に関する指針」が策定されました。

運用指針においては、「施工現場における労働環境の改善」の一環として、「下請業者や労働者等に対する円滑な支払を促進するため、・・・下請セーフティネット債務保証事業又は地域建設業経営強化融資制度の活用等により、元請業者の資金調達の円滑化を図る」こととされております。

公共工事においては、請負代金の4割が前払金として、2割が中間前払金として現金で元請建設企業に支払われることにより、元請建設企業の円滑な資金調達及び下請建設企業や労働者等に対する円滑な支払の促進が図られていますが、運用指針の策定を踏まえ、工事請負代金債権の譲渡を活用した資金調達手段である下請セーフティネット債務保証事業及び地域建設業経営強化融資制度についても、その利活用にご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

制度のイメージ

国土交通省直轄工事でも積極的に利用されています！



制度導入にあたってのQ & A

I. 導入するメリットは？

- 施工する建設企業の資金調達の円滑化を図ることを通じて、発注工事の品質確保や円滑な施工に資することが期待されます。
- 元請建設企業が下請建設企業や労働者に早期に支払いを行うことができ、地域経済の活性化にも寄与します。
- 制度の活用により、中小・中堅建設企業に対する新たな支援策を提供することが可能となります。

II. 前金払制度・中間前金払制度との関係は？

- 建設企業は本制度の活用により、前金払・中間前金払を受けた後、完工後の工事請負代金の支払いを受けるまでの間の一貫した資金調達が可能となります。
- このため、前金払制度・中間前金払制度に加え、本制度を導入することにより、建設企業の資金調達の円滑化を一層図ることが可能となります。

III. 導入にあたって地方公共団体の負担は？

- 導入には債権譲渡の承諾のみを行えば足りるため、財政負担は生じません。
- 既に導入した地方公共団体においては、既存の事務執行体制で対応しているケースも多く見られます（事務取扱要領等の作成にあたっては、都道府県や近隣の導入済み市区町村がHP等に公開しているものを参考にしたり、地方整備局等や導入済みの地方公共団体から情報収集して作成しているケースが見られます。）。
- 本制度による融資を行う場合、融資時点での出来形確認を行うことが必要ですが、融資事業者が出来形確認を行うため、発注者が行う必要はありません。

IV. 債権譲渡は原則禁止ではないのですか？

- 公共工事標準請負契約約款第5条においては、公共工事請負代金債権はその債権譲渡が原則禁止されております。
- しかしながら、
 - ・ 出来形相当分に係る工事請負代金額から前払金、中間前払金等を控除した金額についてのみ債権譲渡を認めること
 - ・ 譲渡先が建設業の実務に関して専門的知見を有する者に限定されていることから、債権譲渡を認めた場合でも、それに伴うリスクが極めて低くなっているため、例外として扱われております。

【制度のお問い合わせはこちらまで】

国土交通省 建設市場整備課・建設業課	03-5253-8281	(一財)建設業振興基金 金融支援課	03-5473-4575
北海道開発局 建設産業課	011-738-0233	東北地方整備局 計画・建設産業課	022-225-2171
関東地方整備局 建設産業第一課	048-600-1906	北陸地方整備局 計画・建設産業課	025-370-6571
中部地方整備局 建設産業課	052-953-8572	近畿地方整備局 建設産業課	06-6942-1071
中国地方整備局 計画・建設産業課	082-511-6186	四国地方整備局 計画・建設産業課	087-811-8314
九州地方整備局 計画・建設産業課	092-471-6331	沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課	098-866-1910